

現状と課題

【(1) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- 子供の連れ去り事犯や性犯罪など、子供達が犯罪の被害者になる事件が社会の耳目を引いていますが、その一方で大麻・覚せい剤等の薬物販売に関する情報が溢れ、若い世代にまで広まるなど、子供が加害者となる犯罪件数もまた増加しています。
- インターネットや携帯サイト上の掲示板等への書き込みが、トラブルや犯罪に巻き込まれる原因となった事例がここ数年でも目に付きます。また、インターネット上には様々な有害情報が氾濫し、誹謗中傷等の場にもなりうるなど、子供達はインターネットを媒介とした危険にさらされていると言えます。しかし、その情報の規制や監視手段は十分整っているとは言えず、保護者等の知識も十分ではないため、子供達の安全に目が行き届いていないのが現状です。
- 麻薬や覚せい剤などの薬物販売の情報が携帯電話を介したインターネット上の匿名のやり取り等で容易に入手できる環境は、子供の健やかな育ち、安全と安心の確保の面からみても憂慮すべき社会問題です。

【(2) 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供の交通事故件数は過去5年間で減少の傾向にあります。幼児2人同乗用自転車の普及に伴う安全性の確保や、チャイルドシートの正しい着用等、子供の安全に関わる正しい知識の普及啓発は、引き続き重要な課題です。

【(3) 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育てしやすい環境を整備するうえで、子育てに適した良質な住環境の整備、子供を安心して育てられる住まいの確保などを進めることが必要です。また、家庭内で発生する不慮の事故を予防するための意識啓発、情報提供も不可欠です。

【(4) 安心して外出できる環境の整備】

- 鉄道の駅、商業施設等においては、建物のバリアフリー化、授乳やオムツ換えができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備、おむつ交換台の設置等、インフラ整備の側面での改善が前期目標をほぼ到達するなど、取組が着実に進んでいます。しかしその一方で、ベビーカーに対する周囲の無関心な反応や、マタニティマークの認知度の低さなど、意識面ではまだ浸透不足の側面もあります。
- 子育ての当事者とその周囲の者が互いの立場を思いやり、助け合うことが自然な行動となるよう、社会全体の気運の醸成が引き続き課題となっています。

取組の方向性

【(1) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- 子供や保護者に対する防犯教室、セーフティ教室を拡大して実施するなど、学校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化します。また、声掛け、つきまといといった重大な犯罪の前兆とみられる事案に対して迅速に対応するなど、子供たちを犯罪や有害な環境から守ると共に、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。
- 携帯電話やパソコンを利用する際の家庭でのルール作りを推進するとともに、トラブルに巻き込まれた場合の対処方法についても相談窓口を通じて情報提供を行います。
- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し、学校経由で生徒・保護者への呼びかけを進めるとともに、広く一般への薬害・中毒症の周知等の普及啓発、所持取締りや禁止の呼びかけを強化していきます。

【(2) 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 交通事故の防止のためには、事故の原因や情報を正確に子供や保護者に発信し、理解を得ることが必要であり、そのための普及啓発に積極的に取り組んでいきます。
- 区市町村・警察・教育委員会等が協力し、子供達が交通ルールや交通マナーをしっかりと身に付けることができるよう交通安全教育を実施します。

【(3) 良質な住宅と居住環境の確保】

- 「子育てに配慮した住宅の技術指針（仮称）」の策定・普及、子育てに配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。
- 子育て家庭の安全・安心のために、家庭内の不慮の事故の防止を目的とした情報提供を積極的に行っていきます。

【(4)安心して外出できる環境の整備】

- 安全な子育て環境整備のため、子供連れでも安心して外出できることを目指し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの取組を継続していきます。
- さらに、安全で安心なベビーカー利用に関するキャンペーンのように、子育てを支援する社会全体の気運の醸成と、子育て当事者と周囲の者の双方への理解促進となる活動を継続していきます。

重点的取組⑫ 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進

インターネット利用環境等の整備、薬物乱用防止対策など、有害な情報や環境から子供の健やかな育ちを守るために、総合的な取組を推進します。

◆インターネット利用環境の整備

- 東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、インターネット上の有害な情報の氾濫から子供を守る取組を進めていきます。

<対象事業例>

- ネット・ケータイヘルプデスクの設置
- インターネット利用環境の整備

◆薬物乱用防止対策

- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し監視指導を強化するとともに、学校経由で生徒・保護者への呼びかけを進めます。
- 「買わない」、「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めます。

<対象事業例>

- 流通・使用実態調査、有害製品の排除
- 薬物乱用防止教室
- 有職・無職少年を視野に入れた啓発

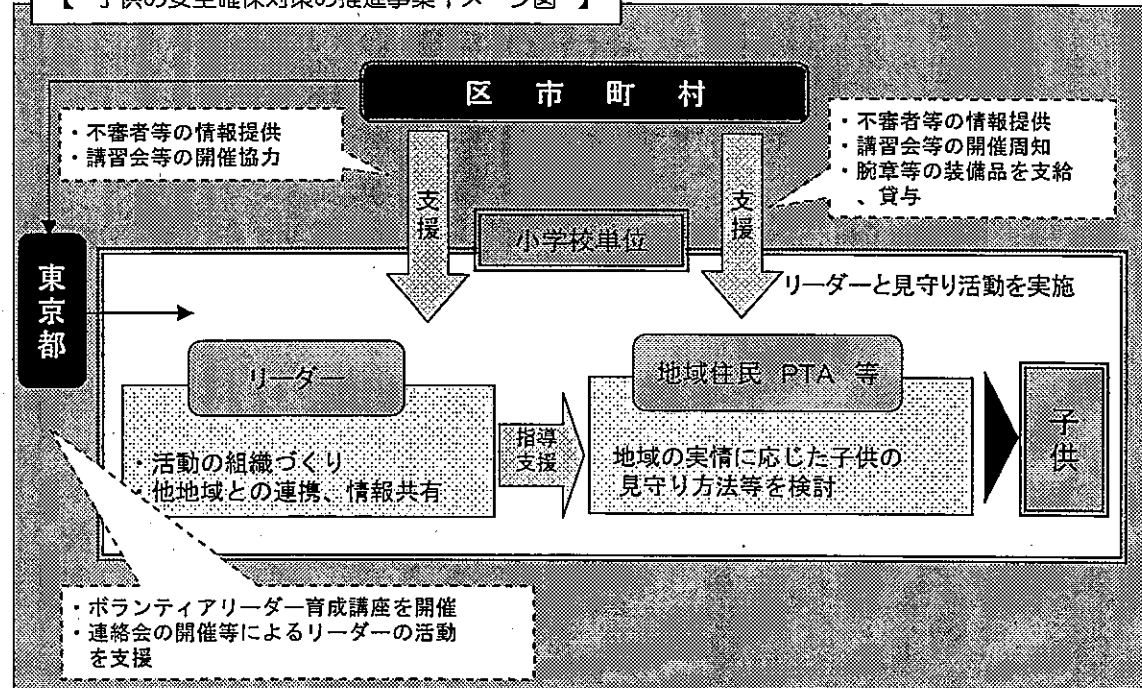
◆非行防止・犯罪被害防止

- 東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、子供たちを犯罪から守ると共に、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。

<対象事業例>

- 防犯教室
- セーフティ教室
- 子ども見守りボランティアリーダー養成講座
(※子供の安全確保対策推進事業の一環)
- 学校における安全教育

【子供の安全確保対策の推進事業イメージ図】



重点的取組⑬ 安全・安心の子育て支援の基盤整備

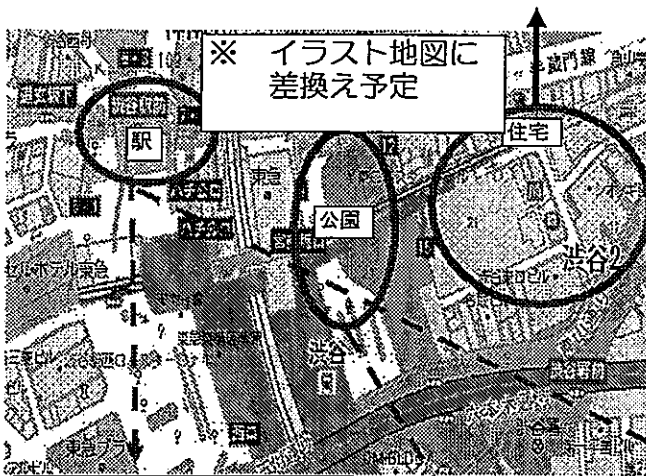
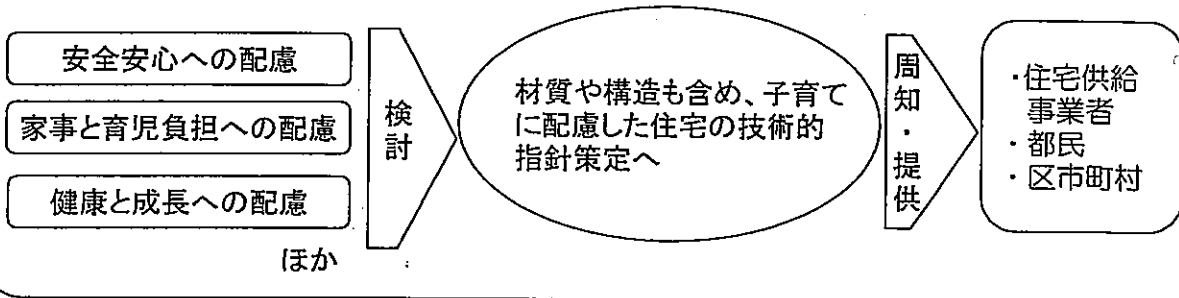
子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。また、地域・企業等関係諸機関と連携のうえ、安心して外出できる環境の整備を進めていきます。

居住環境の整備

○ 子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業の実施

子供の安全の確保や保育施設との連携等を重視しつつ、良質かつ一定以上の広さの民間賃貸住宅を先行的にモデル供給する。

○ 子育てに配慮した住宅の技術的指針の策定



気運の醸成

「子育て応援とうきょう会議」によるキャンペーン等を通じて、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

子育て応援情報満載のサイト「とうきょう子育てスイッチ」は、子育て家庭に役立つ情報が満載されている。



外出環境

<赤ちゃん・ふらっと>

授乳やオムツ換え等のスペースとして「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置する。

<安心して自由な子供の遊び場の整備>

子供が安心して自由に遊ぶことができる空間を都立公園に整備する。

- ・わくわく広場
- ・生き生き運動ひろば
- ・親子のびのび館

<バリアフリー化の取組み>

ノンステップバスの導入

駅施設のバリアフリー(都営)
(エレベーター設置)

<ユニバーサルデザインのまちづくり>

すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに取り組む区市町村の取組みを支援します。

目標5 「子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり」の事業一覧

(1) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

①犯罪等の被害防止

182	地域安全マップづくり推進事業	青少年・治安対策本部
子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小中学校で実施するしくみを構築し、一層の推進を図ります。		
183	子ども見守りボランティアリーダー養成講座の実施	青少年・治安対策本部
子供を見守るボランティア活動のリーダーを養成し、地域における活動の一層の推進を図ります。		
184	セーフティ教室の実施・充実	教育庁
学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施します。		
185	防犯教室の実施	警視庁
子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。		
186	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁
子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図ります。		
187	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁
子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）活動を充実します。 ・活動マニュアルの作成、配布		
再掲	スクールサポーター制度	警視庁
*NO.96参照		

②子供を取り巻く環境対策

188	青少年の健全な育成に関する条例の運用	青少年・治安対策本部
<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、ビデオテープ) ・立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ・有害広告物の行政指導 ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈 <p>平成17年3月改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勧奨の努力義務等) ・青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ・青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) <p>平成19年3月改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勧奨の努力義務 		
189	インターネットの利用環境の整備	青少年・治安対策本部
インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭のルール作りを支援する講座等を開催します。		

190	ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用	青少年・治安対策本部
<p>青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営します。また、トラブル情報について事業者と情報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用します。</p>		
191	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	教育庁
<p>児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施します。 ・都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行います。 ・有害情報から子供を守るための対策検討委員会において、具体的な対策を検討します。 ・「インターネット等の適正な利用に関するリーフレット」を作成し、小学校5年生及び中学校1年生全員に配布します。 ・児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行います。 		
192	学校における安全教育の推進	教育庁
<p>幼児・児童・生徒が身に付ける「必ず指導する基本的事項」を具体的に示し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域を総合的に扱った「安全教育プログラム」を、安全教育推進校をはじめ、都内の全公立学校で児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画に沿って実践し、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していきます。</p>		
193	薬物乱用防止対策の強化	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年施行の改正薬事法に基づき、国と連携して大臣指定薬物の排除に努めます。 ・流通、使用実態調査により未規制薬物を早期に発見し、法や条例に基づき迅速な対応を図ります。 ・植物系ドラッグについても鑑別手法等の先駆的研究を推進し規制強化を図ります。 ・「買わない」、「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めます。 		

(2) 子供の安全を確保するための取組の推進

194	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁 青少年・治安対策本部
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。(警視庁) ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図ります。(警視庁) ・チャイルドシート着用講習会を実施するとともに、区市町村、官公署、学校、団体等を対象とするシートベルト体験車の貸出事業を行い、チャイルドシートの着用推進を図ります。(警視庁・青少年・治安対策本部) 		
195	幼児2人同乗自転車の導入促進(普及啓発)	青少年・治安対策本部
<p>区市町村や関係機関等と連携し、幼児2人同乗用自転車のルール・マナーの啓発を行います。</p>		
196	幹線道路ネットワークの整備	建設局
<p>渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、すべての人の安全かつ快適な移動を可能とします。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実によって、交通環境の向上を図ります。</p>		
197	連続立体交差事業	建設局
<p>歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却します。</p>		
198	高校生用交通安全教育資料など	教育庁
<p>都立高校の生徒の交通安全意識を高めるために、春と秋の全国交通安全運動に合わせて、交通安全のパンフレットを作成・配布します。</p> <p>また、前年度に発生した都立高校の生徒の交通事故を調査・分析し、その原因や学校生活への影響等を研究した成果を掲載した交通安全資料「指導事例集」を作成し、生徒への指導に有効に活用します。</p>		

199	交通安全教育の普及促進	警視庁
<p>子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。</p>		
200	歩車分離式信号機の導入	警視庁
<p>近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止します。</p>		
201	歩行者感应式信号機等の整備	警視庁
<p>近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進します。</p>		
202	あんしん歩行エリアの整備	警視庁
<p>歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、指定を受けた都内29地区において、公安委員会と道路管理者が連携して、交通規制の見直しや交通安全施設の整備等、交通事故防止対策を集中的に行います。</p>		
203	自転車の安全利用の推進	警視庁 青少年 治安対策本部
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。（警視庁） ・中学校において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教育を実施し規範意識の向上を図ります。（警視庁） ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進します。（警視庁） ・自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策及び幼児用ヘルメットの着用促進を図ります。（警視庁・青少年・治安対策本部） 		
204		
調整中		

(3) 良質な住宅と居住環境の確保

205	子育てに配慮した住宅の技術的指針の策定	都市整備局
<p>住戸の広さやバリアフリー化、事故防止の配慮など、子育てに配慮した住宅の技術的指針（ガイドライン）を策定し、都民や住宅供給事業者に対してその普及を図ります。</p>		
206	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局
<p>住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、引き続き入居者の選定を実施します。</p>		
207	若年ファミリー世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大します。</p>		
208	東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の新築(建替)住宅募集及び定期空家募集（抽選方式）において、子育て世帯の当選確率を優遇します。</p>		
209	子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選）	都市整備局
<p>都営住宅における、小学校就学前の子供が2人いる世帯を一般世帯より優先的に都営住宅に入居できるよう、引き続き優遇抽選制度を実施します。</p>		

210	都民住宅における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>民間活用型の都民住宅の空家を活用して、小学校卒業前の子供のいる世帯で収入月額20万円未満の世帯が5年以内の定期借家契約で入居する場合に、4万円以内の家賃減額補助を行います。</p>		
211	地域開発整備事業	都市整備局
<p>都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図ります。</p>		
212	都市居住再生促進事業	都市整備局
<p>都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替を行う民間事業者に対し、区市町が補助を行う場合、都が事業費の一部を補助します。</p>		
213	子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業	都市整備局
<p>子供の安全の確保や保育施設との連携等に配慮した子育て世帯向けの優良な賃貸住宅をモデル的に供給するとともに、その成果を踏まえ、区市町村を主体とした供給、あるいは民間市場における供給拡大等を促進します。</p>		
214	シックハウス対策	福祉保健局
<p>化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」などにおいて、関係局が連携し、「化学物質の子どもガイドライン」（室内空気編）を活用した室内環境保健対策を推進します。</p>		

(4) 安心して外出できる環境の整備

①子育てを楽しむ環境整備

215	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ぷらっと」	福祉保健局
<p>子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ぷらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。</p>		
216	水辺空間の魅力向上	建設局
<p>・子供連れでも安全に安心して散歩できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進します。 ・「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発進、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進します。</p>		
217	安心して自由な子供の遊び場の整備	建設局
<p>子供が安心して自由に遊べる場を都立公園に整備します。</p>		
218	バリアフリー新法に係る調整業務	都市整備局
<p>バリアフリー基本構想の策定にあたり、区市町村に対し、その策定費の一部を補助します。また、基本構想の作成等について、ノウハウの提供等必要な協力をを行い、地域のバリアフリー化を推進します。</p>		
219	ユニバーサルデザイン整備促進事業	福祉保健局
<p>【実施主体：区市町村】</p> <p>地域において、すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する新たな課題に取り組み、先駆的な福祉のまちづくりを実現しようとする区市町村の取組を支援します。</p>		
220	鉄道駅エレベーター等整備事業	福祉保健局
<p>【実施主体：区市町村】</p> <p>鉄道駅における円滑な移動経路を確保するため、エレベーター等を整備する事業者に対する区市町村の取組を支援します。（交通局・東京メトロを除く）</p>		
221	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	福祉保健局
<p>民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図ります。</p>		
222	道路のバリアフリー化	建設局
<p>駅、公共施設、病院等を結ぶ都道のバリアフリー化を推進します。</p>		
223	歩道の整備・改善	建設局
<p>バリアフリーに対応した歩道の整備を推進し、歩行者等を交通事故から守るとともに、快適な歩行空間の形成を図ります。また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や電柱の移設、段差・勾配の改善により、歩行空間の確保・改善を行います。</p>		
224	駅施設のバリアフリー化（エレベーターの設置）	交通局
<p>都営地下鉄を、すべての人が円滑に利用できるように、エレベーターによりホームから地上まで1ルートを確認し、バリアフリー化を推進します。</p>		
225	ノンステップバスの導入	交通局
<p>すべての人が円滑に乗降できるように、今後購入するバスは、すべてノンステップバスとします。</p>		
226	マタニティマークの普及への協力	交通局
<p>出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行います（平成18年度より開始）。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努めます。</p>		
<h5>②子育てを楽しむ気運醸成</h5>		
再掲	子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局
<p>*NO.63参照</p>		

コラム⑫

赤ちゃん・ふらっと

作成中

コラム⑬

都立公園のプレーパーク

作成中

用語集（案）

あ行

<p>NPO (NonProfit Organization)</p>	<p>ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格（注）を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。</p> <p>法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>（注）法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの</p> <p style="text-align: right;">※内閣府 NPO ホームページより</p>
---	---

か行

<p>家庭的養護</p>	<p>社会的養護の一つ。社会的養護は、家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」と児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。</p> <p style="text-align: right;">（→「社会的養護」を参照）</p>														
<p>グループホーム</p>	<p>地域の中で家庭的な雰囲気の下、6人程度の子供を養育する小規模施設。家庭的養護と施設養護の両方の体系を持った制度。</p> <p style="text-align: right;">（→「社会的養護」を参照）</p>														
<p>合計特殊出生率</p>	<p>その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。</p>														
<p>子供</p>	<p>児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す</p> <p style="text-align: center;">＜関連用語の定義＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">用語</th> <th style="width: 70%;">定義</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">児童</td> <td>乳児</td> <td>満1歳に満たない者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">児童福祉法</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者</td> </tr> <tr> <td>若者</td> <td>思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者</td> <td style="text-align: center;">青少年育成 施策大綱</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	備考	児童	乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者	若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者	青少年育成 施策大綱
用語	定義	備考													
児童	乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法												
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者													
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者													
若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者	青少年育成 施策大綱													

さ行

<p>社会的養護</p>	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供たちを家庭にかわって、公的に養育する仕組み</p> <p style="text-align: center;">社会的養護の仕組み→</p>	
<p>自立援助ホーム</p>	<p>義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお、援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助および生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設</p>	

た行

<p>待機児童</p>	<p>認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが入所していない児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童の数</p>	
<p>東京都福祉保健基礎調査</p>	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。(平成 17 年度までは「東京都社会福祉基礎調査」という名称)</p> <p>「東京の子どもと家庭」は昭和 57 年度から 5 年毎に行っており、平成 19 年度調査で 6 回目。</p> <p>平成 19 年度の調査対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する 4,800 世帯 ②東京都内に居住する、20 歳未満の子供を養育するひとり親 1,200 世帯 ③上記①②の世帯の子供の養育者 (父親や母親等) 	

な行

<p>認可保育所</p>	<p>国が定める最低基準に適合した施設で都の認可を受けた保育施設</p>	
<p>認証保育所</p>	<p>多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準を満たし、都が認証した認可外保育施設</p>	
<p>認定こども園</p>	<p>幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設</p>	
<p>ネグレクト</p>	<p>保護の怠慢ないし拒否</p>	

は行

発達障害 内容保留	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。 ※発達障害者支援法
フィルタリング	インターネット上の有害な情報（出会い系サイトやアダルトサイト・犯罪や自殺を誘発するサイトなど）を閲覧できないようにすること ※青少年・治安対策本部「ファミリーeルール」リーフレットより

ま行

メディア・リテラシー	次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを主体的に読み解く能力。 ・メディアにアクセスし、活用する能力。 ・メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ） コミュニケーション能力。 ※総務省 HP より
メンタルヘルス	心の健康

や行

養育家庭	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭。 (→「社会的養護」を参照)
要支援児童	乳児家庭全戸訪問事業の実施やその他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く） ※児童福祉法より
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 ※児童福祉法より

ら行

わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	---

